

**国立市地域集会所設置条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成 28 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説 明) 国立市の町区域の新設に伴い、谷保東集会所の位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものである。

**国立市地域集会所設置条例の一部を改正する条例案**

国立市地域集会所設置条例（昭和 60 年 3 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「国立市谷保 1 3 5 番地 1」を「国立市谷保 7 丁目 1 7 番地の 1」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 1 1 月 2 1 日から施行する。